

## 串間市立学校再編検討委員会設置要綱

平成26年12月22日  
教育委員会告示第20号

(設置)

第1条 教育委員会が推進する学校再編に関する事項を調査・検討し、串間市立中学校（以下「学校」という。）の適正規模を確保するため、串間市立学校再編検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査・検討する。

- (1) 学校再編に関する事務の調整及びこれに必要な対策に関する事項の検討
- (2) 学校施設、跡地等の転用及び利用に関する事項の検討
- (3) 通学バス導入方法及び通学路に関する事項の検討
- (4) その他前各号に準じ必要な事項の検討

(組織)

第3条 委員会に委員を置き、以下に掲げる職にある者をもってこれに充てる。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 地方創生特命部長
- (4) 総合政策課長
- (5) 財務課長
- (6) 総務課長
- (7) 医療介護課長
- (8) 農業振興課長
- (9) 商工観光スポーツランド推進課長
- (10) 都市建設課長
- (11) 生涯学習課長
- (12) 学校政策課長
- (13) その他必要と認める者

2 委員会に委員長を置き、副市長をもってこれに充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、その議長となる。

2 委員長が欠けたとき又は事故があるときは、委員長の指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて開催する。

2 委員が必要と認めるときは、委員長に対し、会議の招集を請求することができる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(検討部会)

第6条 委員会の審議事項を円滑に遂行するために下部組織として串間市学校再編検討部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の構成は、以下に掲げるとおりとする。

- (1) 総務財務部
- (2) 地域連携部

3 前項に規定する各号の構成及び審議事項は、別紙に定めるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めることのほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。